

# 令和2年 第5回定例教育委員会

令和2年5月22日（金）  
午後2時から  
宮代町役場202会議室

## 1 開会の宣言

教育長

## 2 あいさつ

## 3 概要報告

## 4 事務局報告

### (1) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について . . . . . P 1

## 5 審議案件

議案第19号 宮代町学校評議員の委嘱について . . . . . P 3

議案第20号 教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員  
の委嘱について . . . . . P 6

議案第21号 宮代町学校給食運営審議会委員の委嘱について . . . . . P 9

議案第22号 宮代町学校給食研究委員会委員の委嘱について . . . . . P12

議案第23号 宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する  
審議会委員の委嘱について . . . . . P15

議案第24号 宮代町スポーツ推進委員の委嘱について . . . . . P19

## 6 協議事項

学校の再開に向けて

## 7 その他

## 8 次回教育委員会について

## 9 閉会宣言

教育長



# (1) 学校教育関係

## ア 6月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(月)	校内硬筆展～6/6(東)	
2日(火)		
3日(水)		
4日(木)		携帯安全教室(百)
5日(金)		開校記念日(前)
6日(土)		
7日(日)		
8日(月)	心肺蘇生法自主校内研修～DVDによる～(須)	
9日(火)	プール開き(百)	
10日(水)		
11日(木)		
12日(金)		
13日(土)		
14日(日)		
15日(月)		
16日(火)		
17日(水)		
18日(木)		
19日(金)	ふれあいデー	ふれあいデー
20日(土)		
21日(日)		
22日(月)		非行防止教室(百)
23日(火)		
24日(水)		災害時下校訓練(前)
25日(木)	支援担当訪問<体>(百)	
26日(金)	支援担当訪問<国>(笠)	
27日(土)		
28日(日)		
29日(月)		支援担当訪問<国>(須)
30日(火)		

イ 6月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 付	内 容	場 所
4日（木）	第1回就学支援委員会 中止	役場 202 会議室
13日（土）	教科書展示会 ～21日	笠原小学校
16日（火）	体力向上推進委員会 中止	社会福祉協議会
17日（水）	小中一貫教育推進委員会 延期	役場 202 会議室
	英語活動・英語教育推進委員会 延期	役場 204 会議室
18日（木）	第1回いじめ不登校対策連絡会議 延期	役場 202 会議室
19日（金）	子ども環境会議 延期	役場 202 会議室
30日（火）	社会科副読本編集委員会	役場 102 会議室

議案第19号

宮代町学校評議員の委嘱につき議決を求めることについて  
別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱することについて議決を求める。

令和2年5月22日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱したいので、宮代町学校評議員設置要綱第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

宮代町学校評議員名簿

任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日

NO.	学校名	氏名
1	須賀小学校	大川 香
2		矢部 久成
3		山川 陸夫
4		野本 俊男
5		三笥 隆司
6	百間小学校	国川 恵子
7		成田 稔
8		金子 輝男
9		渡邊 和夫
10		杉村 健 (本年度から)
11	東 小学校	新井 智
12		加藤 廸子
13		小島 隆子
14		田島 正徳
15		佐藤 恵祐
16	笠原小学校	島村 姪子
17		永嶋 節子
18		邑田 一夫
19		金子 哲也
20		式田 正利
21	須賀中学校	岩上 孔昭
22		為ヶ谷 千佳子
23		上田 悟
24		軽部 麻実子
25		大和田 由梨 (本年度から)
26	百間中学校	下 康浩
27		横手 順二
28		三浦 一江
29		新井 庸一
30		上野 雅子
31	前原中学校	根岸 勝恵
32		青木 秀雄
33		吉田 シゲ子
34		中田 紀子
35		中野 松夫 (本年度から)

【資料】宮代町学校評議員設置要綱

平成13年3月27日 教委要綱第1号

(目的)

第1条 宮代町小・中学校は、校長を中心に、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるために、各学校に学校評議員を置くものとする。

(設置)

第2条 事務局は、町内各小・中学校に置くものとする。

(組織)

第3条 学校評議員は、各小・中学校5名を原則とする。

(任期)

第4条 学校評議員は、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。任期は1年とする。

(学校評議員の役割)

第5条 学校評議員は、校長の学校運営を支援するものとする。

(1) 校長は、学校運営に関し、必要に応じてそれぞれの学校評議員から、意見を求めることができる。

(2) 校長は、前号の意見を求めるにあたり、学校運営に関する方針などを説明する義務がある。

(3) 校長は、学校評議員の意見を聴き、学校経営に反映するか否かの判断を行う。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 校長は、学校評議員の意見を聴くために、必要に応じ、学校評議員を集めて会議を開くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校運営に関する必要事項は、実施要項に定める。

附 則

議案第20号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について  
別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱すること  
について議決を求める。

令和2年5月22日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第3  
条第1項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。  
なお、委嘱期間は令和2年6月1日から点検評価を終えるまでの間とする。

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

	氏 名	選 出 分 野
1	武正 光江	元小学校長
2	金子 亜季	宮代町PTA連絡協議会
3	石田 俊幸	宮代町体育協会

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価（以下「点検評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

第3条 前条に定める評価を行うための委員（以下「評価委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終わる日までとする。

(会議等)

第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観的資料を提供しなければならない。

議案第21号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて  
別紙の者を学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和2年5月22日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。  
なお、任期は令和4年3月31日までとする。

## 宮代町学校給食運営審議会名簿

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

	氏名	所属	備考
1	鈴木 仁志	学校医代表	町医師会長
2	佐々木 温子	学校歯科医代表	町歯科医師会長
3	井浦 剛	薬剤師代表	
4	富岡 明子	保健所職員	保健予防推進担当部長
5	吉田 シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進員協議会
6	高野 桂子	須賀小学校長	
7	山口 隆夫	百間小学校長	
8	小山 裕之	東小学校長	
9	白石 昌孝	笠原小学校長	
10	瀬田 浩	須賀中学校長	
11	鈴木 修平	百間中学校長	
12	但木 和久	前原中学校長	
13	小島 奈々	保護者代表	百間中学校PTA
14	小沢 加奈	保護者代表	須賀小学校PTA

事務局 青柳 誠（教育推進課主幹兼給食センター所長）

鶴川 裕介（指導主事）

佐藤 悠子（百間小学校 栄養教諭）

小野由紀菜（百間中学校 栄養教諭）

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項  
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員  
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。  
3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。  
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第22号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて  
別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求め  
る。

令和2年5月22日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給  
食研究委員会規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和4年3月31日までとする。

## 宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

	氏 名	所 属
1	山口 隆夫	校長会の代表（百間小学校長）
2	佐々木 力也	教頭会の代表（百間中学校教頭）
3	内藤 淑恵	給食主任（須賀小学校教諭）
4	三枝 美紗都	給食主任（百間小学校教諭）
5	蓮見 長子	給食主任（東 小学校教諭）
6	長谷川 裕美	給食主任（笠原小学校教諭）
7	島田 瀬理花	給食主任（須賀中学校教諭）
8	田口 和紗	給食主任（百間中学校教諭）
9	瀬田 好花	給食主任（前原中学校教諭）
10	大井 由惟奈	養護部会の代表（須賀小養護教諭）
11	井浦 剛	学校薬剤師の代表
12	高橋 えり	保護者代表（前原中学校PTA）
13	海老原 恵美子	保護者代表（東小学校PTA）
14	佐藤 悠子	栄養教諭
15	小野 由紀菜	栄養教諭

### 事務局

青柳 誠

鶴川 裕介

加藤 正久

三反崎 淳

教育推進課主幹兼給食センター所長

指導主事

教育推進課教育総務担当 主査

教育推進課教育総務担当 主事

【資料】宮代町学校給食研究委員会規則（抜粋）

平成22年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

（目的及び設置）

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

（調査研究事項）

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- （1） 学校給食の献立に関する事項
- （2） 学校給食の衛生、安全に関する事項
- （3） 学校給食の指導に関する事項
- （4） 学校給食の事務に関する事項
- （5） その他学校給食に関して必要な事項

（委員及び組織）

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 給食主任（各学校）
- （2） 栄養士
- （3） 校長会の代表
- （4） 教頭会の代表
- （5） 保護者の代表
- （6） 養護部会の代表
- （7） 学校薬剤師の代表

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

（研究委員会の役員）

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

議案第23号

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会委員の委  
嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会委  
員に委嘱することについて議決を求める。

令和2年5月22日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会  
委員に委嘱したいので、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関  
する審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和3年6月30日までとする。ただし、諮問事項に係る審議が  
終了したときは、そのときまでとする。

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会委員名簿

新たに委嘱する方(\*)の任期 令和2年4月1日～令和3年6月30日

区 分		氏 名	備 考
1	P T A代表	1号委員	近藤 亜希子 *
2		1号委員	杉村 健
3		1号委員	佐藤 恵祐
4		1号委員	岡安 英之 *
5		1号委員	大和田 由梨
6		1号委員	上野 雅子
7		1号委員	矢戸 義之
8	自治会等の 代表	2号委員	金子 雄一
9		2号委員	小澤 輝雄
10		2号委員	山内 靖子
11		2号委員	鶴見 祥子
12	小中学校長	3号委員	山口 隆夫
13		3号委員	鈴木 修平 *
14	識見を有す る者	4号委員	濱本 一
15		4号委員	小林 尚
16		4号委員	戸田 泰宏
17	公募による 市民	5号委員	松本 和俊
18		5号委員	宍戸 ゆみ
19		5号委員	菊地 正明

○宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例

平成24年12月17日

条例第21号

(設置)

第1条 町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等を審議するため、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町立小中学校の新設、統合、廃止等による適正配置に関すること。
- (2) 前号又は特別な事情による通学区域の新設、再編又は見直しに関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 町立小中学校のPTAの代表
- (2) 自治会等の代表
- (3) 町立小中学校長
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にある委員の任期は、その在任中とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例の廃止)

- 2 宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例（昭和54年宮代町条例第7号）は、廃止する。

議案第24号

宮代町スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて  
別紙の者を宮代町スポーツ推進委員に委嘱することについて議決を求める。

令和2年5月22日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町スポーツ推進委員に委嘱したいので、宮代町スポーツ推進委員に関する規則第3条第2項の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和2年6月1日から令和3年3月31日とする。

宮代町スポーツ推進委員委嘱者名簿  
(任期：令和2年6月1日から令和3年3月31日)

	氏 名	備 考	
1	折 原 規 子	新 規	町内在住

【参考】宮代町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（定数及び任期）

第3条 委員の定数は、14人とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前2項の期間中においても委員の委嘱を解くことができる。